

【 町民コメント募集 】

東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業（案） に対するご意見を募集します。

令和6年7月 美瑛町総務課

このたび、「東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業」（案）として、現段階の事業計画を取りまとめましたので、この案に対する町民の皆さんからのご意見を募集します。

美瑛町自治基本条例の理念に基づき、お寄せいただいたご意見については、本事業計画に反映するよう検討します。

また、ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要とご意見に対する町の考え方をまとめ、町ホームページで公表します。

《ご意見を募集する事業の概要》

本町の東側に位置する3つの行政区（横牛、朗根内、俵真布）において、安心して暮らしていく上で必要な環境を維持していくために、地域住民、事業者（美瑛慈光会・びえい子育て応援団等）、行政が協力し、それぞれの役割を分担しながら、各種生活支援機能を集約・確保した「小さな拠点」の整備を計画するものです。

詳しくは、別添資料「小さな拠点づくり～みんながつながる地域の家～」をご覧ください。

《ご意見の募集要項》

● ご意見の募集期間

令和6年7月30日（火）から令和6年8月30日（金）まで ※期間内必着

● 案の公表方法

役場町民コーナー（庁舎1階）、町民センター（1階）、図書館、ビ・エール（2階）に備え置いています。また、町ホームページからダウンロードしてご覧になることができます。

（※裏面へ続きます）

● ご意見の提出方法

(1) 郵送の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送してください。

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場総務課 あて

(2) ファックスの場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

美瑛町役場総務課 あて FAX 0166-92-4414

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「東部地区コミュニティ施設（仮称）整備事業（案）」として、「ご意見記入用紙」データを下記アドレスに送信してください。

メールアドレス soumu@town.biei.hokkaido.jp

(4) LINE回答フォームの場合

右記QRコードを読み取り、必要事項を入力してください。



(5) ご意見箱への投函の場合

制度案設置場所に設置している「ご意見箱」に投函してください。

● ご意見を提出できる方

(1) 町内に住所を有する方

(2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方

(3) 町内に存する学校に在学する方

● 留意事項

(1) ご意見の提出に当たりましては、氏名・年齢・住所・区分を任意でご記入ください。

(2) 個人情報は、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、適正に取扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所・区分は公表せず、年代のみを記載します。

(3) ご意見の概要を公表する際は、類似意見を集約したり、ご意見を分割したりする場合がありますので、ご了承ください。

(4) 電話によるご意見の受付、また、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。

以上